

平成31年度事業計画

【運営方針】

- (1) 公益社団法人としての社会的責任を果たすため、運営の透明性の確保及び経営の安定性の確保を図るとともに、公益目的事業の推進に努める。
- (2) 公益目的事業である法定検査事業の充実を図るとともに、受検率の向上に向けた啓発を行うなど事業の推進を図る。
- (3) 指定検査機関としての役割を果たす観点から、平成31年4月より、浄化槽法第7条に定める水質に関する法定検査（以下「7条検査」という。）に係るBOD測定を当センター水質検査室で行う。

【事業計画】

島根県における平成29年度末の汚水処理人口普及率は79.3%（うち浄化槽15.6%）と前年度の78.6%（うち浄化槽15.3%）から0.7ポイント（うち浄化槽0.3ポイント）増加しているが、全国平均の90.9%に比べ11.6ポイント低く、さらなる汚水処理施設の整備が求められる状況である。

汚水処理施設のなかで、浄化槽は短期間に比較的少ない費用で設置できる利点があり、中山間地等の人口散在地域においては効率的な汚水処理システムであること、また災害時において迅速に復旧できる汚水処理システムであること、さらには単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策が講じられていることから、今後一層合併処理浄化槽の設置促進が図られていくものと思われる。

一方、浄化槽は適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）が行われなければその機能を発揮しないことから、公共用水域等の水質保全を図る観点から、維持管理の重要性の普及啓発を行うとともに、法定検査の受検を促進していくことが不可欠である。

このため、会員である島根県、各市町村、一般社団法人島根県浄化槽協会と連携して、引き続き浄化槽の設置促進や浄化槽管理者に対する適正な維持管理の普及啓発、法定検査実施基数の拡大等に取り組んでいくこととし、検査体制の強化を図っていく。

また、BOD検査については、平成28年度からの実績を踏まえ、平成31年度より7条検査分について、当センターで測定を開始するとともに、引き続き浄化槽法第11条に定める水質に関する法定検査（以下「11条検査」という。）に関しての補完的検査も行う。

1. 净化槽法定検査・検査結果検討会事業

(1) 净化槽法の法定検査を行う。

11条検査については、「10人槽以下の単独処理浄化槽」をはじめ未受検浄化槽への検査拡大のため、目標検査基数を設定し、検査体制を充実させて受検率の更なる向上に努める。

7条検査目標基数 1, 100基 (30年度計画 1, 100基)

11条検査目標基数 51, 400基 (" 50, 500基)

合計 52, 500基 (" 51, 600基)

(2) 未受検者に対しては、受検案内を送付するなどきめ細やかな対応を行い、法定検査の啓発に努める。

特に「10人槽以下の単独処理浄化槽」については、平成23年から設置者に対して受検案内を送付してきているが、未だに申込みをされていない設置者が約5割あることから、行政とともに引き続き受検案内を行い、法定検査への理解を求めていく。

なお、法定検査は全ての浄化槽管理者の方に受検していただく必要があることから、合併処理浄化槽の未受検者に対しても30年度と同様、引き続き受検啓発に取り組んでいく。

(3) 浄化槽管理者の方だけではなく、一般住民の方にも浄化槽の維持管理の必要性を周知するために自治体広報などでの啓発をお願いするとともに、マスメディアによる効果的な啓発についても検討する。

(4) 検査結果に基づく不適正事項のその後の措置状況について検討を行い、改善指導策を関係者と協議するため法定検査結果検討会を開催し、不適正浄化槽の改善に努める。

①開催回数 東部地区、西部地区 各3回

②構成員 県担当課、各保健所、松江市、浄化槽協会

(5) BOD検査については、採水、輸送、検査、分析の検査手順マニュアルに基づき、7条検査分のBOD測定及び11条検査分の補完的検査を実施する。

対象浄化槽 : ①7条検査浄化槽

②7条検査及び11条検査において放流水の水質に懸念のあった浄化槽

目標検査基数 : ①7条検査 1, 100基

②補完的検査 2, 000基

(6) 29年度に導入した地図システムについては、法定検査システムとの連動を図り、引き続き操作技術の習得に努めるとともに、検査業務の効率化に取り組んでいく。

2. 浄化槽普及啓発事業

浄化槽設置基数の拡大を図るため、浄化槽の特徴、利点等について啓発媒体を用いて県民に広く啓発を行うとともに、全国浄化槽推進市町村協議会を通じて国に対し浄化槽施策の充実について要望を行う。

また、自治体が主催する環境フェアなどのイベントに積極的に参画し、ミニチュアモデル等を活用しながら浄化槽に対する理解を深めていく。

3. 行政担当者研修会の開催

浄化槽市町村職員等研修会

浄化槽の整備や維持管理、法制度などの専門的知識を修得してもらうため、行政担当者を対象とした研修会を開催する。

①開催回数 1回

②開催時期 8月～9月

③対象者 県並びに市町村の浄化槽行政担当者

4. 浄化槽推進検討会の開催

浄化槽を普及する具体的方策等の検討を行い関係行政機関に提案・要望したり、浄化槽の普及促進に關係者が連携した活動を行うため、公共団体職員、浄化槽の普及促進を行う關係団体で構成する浄化槽推進検討会を開催する。

(1) 開催回数 東部地区、西部地区 各1回

(2) 構成員 県関係課、各保健所、各市町村、浄化槽協会

5. 補助対象登録浄化槽実地調査事業

日本環境整備教育センターの委託を受け、全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽（国庫交付金交付対象）が登録された性能を發揮しているかどうか、実地調査により実証する。

6. 新設浄化槽管理者普及啓発事業

新たに浄化槽を使用する者に対し、浄化槽の正しい使い方、適正な維持管理、法定検査の受検義務などについて啓発を行う。

(1) 設置者講習会の開催

島根県浄化槽協会と共に、管轄行政機関（保健所等）単位で開催する。

(2) 新設浄化槽管理者フォローアップ事業

浄化槽を新たに使用している管理者に対して、管理者の三つの責務（保守点検、清掃、法定検査）や適切な使用方法に関する理解を深めるための啓発資料を作成し、送付する。

7. 検査員研修事業

検査員の検査技術の向上並びに職員の資質向上のため各種研修会に参加させるとともに、センター内研修等を年3回程度開催し、研修内容の充実を図ることにより資質の向上に取り組む。

また、中国地区浄化槽法定検査指定機関が一堂に会し、検査実務を担う職員等が検査方法や課題について意見交換を行う会議に出席し、検査員の資質の向上及び検査技術の向上に努める。

開催県：岡山県（予定）

また、全国の浄化槽関係者が一堂に会し、浄化槽に関わる講演、報告、研究発表等を通じて情報を交換しあう場として開催される全国浄化槽技術研究集会に参加する。

開催県：秋田県（予定）

また、法定検査に関する実務的な研究発表等が行われ、地区外から多くの参加がある浄化槽法定検査機関四国地区協議会検査員研修会に初めて参加する。

開催県：高知県（予定）